

東京工業大学大学院生命理工学研究科元教授の研究室における研究費の不正使用と関係者の処分等について

1 当事者

大学院生命理工学研究科元教授 A（以下「元教授」という。）
大学院生命理工学研究科准教授 B（以下「准教授」という。）
大学院生命理工学研究科補佐員 C（以下「秘書」という。）

2 これまでの調査の経緯

関係者からの情報等から元教授の研究室における研究費等の扱いに疑問が生じたため、予備調査を経て、平成25年7月19日に「大学院生命理工学研究科元教授の研究室における研究費の不正使用に関する調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置し、本調査を行った。

その後、学内における関係書類の精査を進めるとともに、秋に予定していた内部監査を前倒しし、特に、元教授の研究室（本年度からは准教授の研究室）に重点を置いて、監査を行った。

さらに、調査委員会では、元教授・准教授・秘書・関係する業者等から複数回にわたり事情を聴取するとともに、経理関係書類の精査を行った。

以上の調査の結果、以下の事実が判明した。調査結果については、平成25年10月29日に学長に対して調査委員会の中間報告として提出された。

3 判明した事実

- 当該研究室では従前より研究室に所属する際に学生に通帳を提出させ、研究室で保管し、学生への謝金等の入金・出金を主に秘書が行っていた。
- 平成20年に元教授と秘書で預け金を始め、平成25年3月まで架空発注・請求が行われた。
- 預け金処理でプールされた資金は、秘書が預かったままとなっていた卒業生の通帳の口座等に振り込まれ、秘書により引き出されていた。
- 元教授及び秘書は、引き出した資金を研究室のために使用したと主張しているが、記録等は廃棄されているため証明する資料は存在せず、その用途は不明である。
- 不正に使用されたと現時点で認められる研究費の額は、記録等に基づき裏付けがとれたもの、今後精査を要するものを合わせて、約1,900万円である。
- 准教授の研究費の一部も預け金に回されていた。准教授自身が預け金処理には関与したとは認められないが、具体的な経理事務は秘書任せであった。

4 関係者の処分等

調査委員会の中間報告を受け、ただちに「大学院生命理工学研究科元教授の研究室における研究費の不正使用に関する処分検討委員会」が設置され、検討が行われ、平成25年12月26日に報告がとりまとめられ、学長に報告された。

これを受け、役員会（平成26年1月6日）、教育研究評議会（平成26年1月10日）で審議され、次のように処分等の内容が決まり、本人に伝達された。

<元教授について>

懲戒解雇相当

元教授については、既に、本学を退職しているため処分そのものを行うことは不可能であるが、元教授の本学在職時における行為は、国立大学法人東京工業大学職員就業規則第43条第1項第3号、第4号、第5号及び第8号の規定に該当するとされ、「懲戒解雇相当」とすることとされた。

（注）・大学として懲戒解雇相当と決定する前に、当人から教育研究評議会に対して陳述を申し出ることができる期間が、14日間設けられている。

・懲戒解雇相当の場合、国立大学法人東京工業大学職員退職手当規則に基づき、退職手当の額の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

<秘書について>

懲戒解雇

秘書の行為は、国立大学法人東京工業大学短時間勤務職員就業規則第65条第1項第3号、第4号、第5号及び第8号の規定に該当するとされ、「懲戒解雇」とされた。

<准教授について>

訓告

准教授については、預け金処理に関与はしていなかったものの、同人の研究経費からも預け金のための架空発注・請求が行われていたことが確認され、予算管理者としての管理が不十分であったと認められ、「訓告」とされた。

5 今後の予定

これまでの調査結果に基づき、関係者の処分等を行ったが、さらに事実を明らかにすべき部分が残されているため、引き続き詳細に調査を実施し、新たに明らかになった事項が生じた場合にはその結果を公表する。

また、今回のような事態が二度と起きないように、研究室の秘書業務や検収システム等の見直し、ペナルティの一層の明確化などを含めた研究費使用ルールの見直しなど、再発防止のための具体的な対策を早急に定め、その徹底に努めていく。